

総合評価方式を導入する施策の概要

目次	ページ
【政策9－施策②】 科学技術イノベーション創造の推進	1
【政策12－施策①、②】 沖縄政策の推進（沖縄振興基本方針）	3
【政策13－施策①】 子ども・若者育成支援施策の推進（子ども・若者育成支援推進大綱）	4
【政策13－施策⑦、⑧】 高齢社会対策の推進（高齢社会対策大綱）	5
【政策13－施策⑩、⑪】 障害者施策の推進（障害者基本計画）	6
【政策13－施策⑭、⑮】 犯罪被害者等施策の推進（第2次犯罪被害者等基本計画）	8
【政策13－施策⑯、⑰】 自殺対策の推進（自殺総合対策大綱）	9
【政策13－施策⑱、⑲】 子どもの貧困対策の推進	10
【政策13－施策⑳】 青年国際交流の推進	11

【政策９－施策②】科学技術イノベーション創造の推進

1. 施策の概要

関係省庁において様々な研究開発が進められている中で、重複や、連携・橋渡しが不十分といった課題があった。そのため、総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、内閣府計上の予算を活用して、国家的に重要な研究開発を府省横断で推進する「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」を創設する。これにより、府省・分野の枠を超えて、基礎研究から実用化・事業化までを見据えた研究開発を強力に推進していく。

2. 評価の観点

研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）」に沿って実施するとされている。これに基づき、総合科学技術会議において、以下の視点での評価を実施する予定。

①制度全体の評価

SIPの制度が適切な仕組みとなっているかを評価する。

<評価の視点>

・SIPに特徴的に見られる制度設計（プログラムディレクターの配置、目未定調整費の活用、管理法人の活用等）は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などに良い影響を与えられるか（与えられたか）。SIPの制度に改善すべき点はないか。

②各課題の評価

SIPの各対象課題の進捗状況を評価する。

<評価の視点>

・意義の重要性、SIPの制度の目的との整合性
・目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
・適切なマネジメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか。
・実用化・事業化への戦略性、達成度合い

3. 有識者の知見の活用

総合科学技術会議は8名の有識者議員（うち2名は常勤議員）で構成されている。SIPの評価は、総合科学技術会議有識者議員で構成されるガバニングボードにおいて、専門的知見に基づき実施する。ガバニングボードにはさらに、外部から専門家を招へいすることで第三者性を取り入れ、知財管理や倫理問題等の横断的な視点からも評価を行う体制とす

る。

4. 評価予定期間、評価予定時期

SIP は H26 年度～約 5 年間実施予定。以下の時期に評価実施予定。

- ①制度全体の評価 →事前評価（0 年目）、中間評価（1 年目、3 年目）、最終評価（5 年終了時）
- ②各課題の評価 →事前評価（0 年目）、毎年度の評価、最終評価（5 年終了時）、追跡評価（終了から 3 年目）

（以上）

【政策 1 2 - 施策①、②】沖縄政策の推進（沖縄振興基本方針）

1. 施策の概要

沖縄振興特別措置法（平成 24 年 3 月法律第 14 号）に基づき策定された沖縄振興基本方針（平成 24 年 5 月内閣総理大臣決定）に基づき、沖縄振興策を推進する。

2. 評価の観点

沖縄振興策の推進に関する政策について、沖縄振興基本方針に掲げる以下の施策がどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、新たな沖縄振興策に向けての検討及び今後の取組の改善に資するものとする。なお、評価に当たっては、沖縄振興審議会が行う調査審議結果報告等を参考にする。

- 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項
 - 2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項
 - 3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項
 - 4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項
 - 5 科学技術の振興に関する基本的な事項
 - 6 情報通信の高度化に関する基本的な事項
 - 7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項
 - 8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項
 - 9 離島の振興に関する基本的な事項
 - 10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項
 - 11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項
 - 12 その他の基本的な事項
- ※ 上記の評価に当たっては、主な指標として、県内総生産、1 人当たり県民所得、入域観光客数・県内消費額、情報通信関連産業生産額・雇用者数・企業誘致数、農業・林業・漁業産出額、完全失業率、有効求人倍率等を用いる予定。

3. 有識者の知見の活用

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、沖縄振興審議会の意見を参考にする。

4. 評価予定期間、評価予定時期

現行の計画が終了する平成 33 年度に評価を行う。

（以上）

【政策 1 3－施策①】子ども・若者育成支援施策の推進（子ども・若者育成支援推進大綱）

1. 施策の概要

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づく子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン。平成 22 年 7 月子ども・若者育成支援推進本部決定）の推進を図る。

2. 評価の観点

子ども・若者育成支援推進大綱に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、同大綱の見直しに資するものとする。（子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）の項目）

1. すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する（指標例：国際的な学力調査の平均得点ほか）
2. 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する（指標例：若年無業者数ほか）
3. 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する（指標例：学校支援地域本部の数などほか）

3. 有識者の知見の活用

子ども・若者育成支援推進大綱の作成・推進を所掌とする子ども・若者育成支援推進本部の下で開催されている子ども・若者育成支援推進点検・評価会議（総理の指名による有識者で構成）において、大綱の点検・評価を行う。

4. 評価予定期間、評価予定時期

（1）評価予定時期

子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）の見直しに資するため、平成 26 年度に評価を実施する予定である。

（2）評価予定期間

現行の大綱が策定された平成 22 年度から評価予定時期の前年度である平成 25 年度までを主に対象とする予定である。

（以上）

【政策 13－施策⑦、⑧】高齢社会対策の推進（高齢社会対策大綱）

1. 施策の概要

高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）に基づき策定された高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）に基づき、高齢者のみならず若者や女性が能力を発揮できるような全世代で支え合える社会の実現を目指して高齢社会対策の推進を図る。

2. 評価の観点

高齢社会対策大綱に基づく高齢社会対策の推進に関する政策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、高齢社会対策大綱の見直し（新高齢社会対策大綱の策定）の検討及び今後の取組の改善に資するものとする。

1. 就業・年金等分野に係る基本的施策（資料：労働力調査（総務省）ほか）
2. 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策（資料：介護給付費実態調査（厚生労働省）ほか）
3. 社会参加・学習分野に係る基本的施策（資料：学校調査（文部科学省）ほか）
4. 生活環境等分野に係る基本的施策（指標：バリアフリー化率（国土交通省）ほか）
5. 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策（指標：健康関連サービス業の市場規模、雇用者数ほか）
6. 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策（資料：労働力調査（総務省）ほか）

3. 有識者の知見の活用

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会（仮称）」（学識経験者で構成）の審議に付し、意見を得る予定である。

4. 評価予定期間、評価予定時期

（1）評価予定時期

高齢社会対策大綱の見直しに資するため平成28年度に評価を実施する予定である。

（2）評価予定期間

現行の高齢社会対策大綱が策定された平成24年度から評価予定時期の前年度である平成27年度までに行った取組等を評価の対象とする予定である。

（以上）

【政策 1 3－施策⑩、⑪】障害者施策の推進（障害者基本計画）

1. 施策の概要

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき策定された障害者基本計画（第3次）（平成25年9月27日閣議決定）に基き、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して障害者施策の総合的推進を図る。

2. 評価の観点

障害者基本計画に基づく障害者施策の総合的推進に関する政策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、障害者基本計画の見直し（5年後の新基本計画の策定）の検討及び今後の取組の改善に資するものとする。

1. 当該基本計画の「基本理念」「基本原則」「各分野に共通する横断的視点」の推進状況
2. 10の分野別施策（「生活支援（指標：福祉施設入所者の地域生活への移行者数ほか）」「保健・医療（指標：統合失調症の入院患者数ほか）」「教育、文化芸術活動・スポーツ等（指標：特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率ほか）」「雇用・就業、経済的自立の支援（指標：公共職業安定所における就職件数（障害者）ほか）」「生活環境（指標：グループホーム・ケアホームの月間の利用者数ほか）」「情報アクセシビリティ（指標：聴覚障害者情報提供施設設置都道府県数ほか）」「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」「国際協力」）の推進状況（後半の4分野別施策については当該基本計画に明確な成果目標が定められていないので今後評価指標等について検討。）
3. 推進体制の状況

3. 有識者の知見の活用

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、障害者政策委員会において意見をj得る予定である。

4. 評価予定期間、評価予定時期

（1）評価予定時期

障害者基本計画の見直し（新障害者基本計画の策定）に資するため平成29年度に評価を実施する予定である。

（2）評価予定期間

現行の障害者基本計画が策定された平成25年度から評価予定時期の前年度で

ある平成28年度までに行った取組等を評価の対象とする予定である。

(以上)

【政策 1 3－施策⑭、⑮】犯罪被害者等施策の推進（第 2 次犯罪被害者等基本計画）

1. 施策の概要

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、内閣府に置かれた犯罪被害者等施策推進会議が策定した第 2 次犯罪被害者等基本計画（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）によって進められており、内閣府において、その施策の実施の推進を図っている。

2. 評価の観点

本施策の政策評価に当たっては、第 2 次犯罪被害者等基本計画の重点課題別に主な施策を取り上げ、計画期間内に総合的な観点から評価することで、新たな犯罪被害者等基本計画案の作成及び今後の取組の改善に資するものとする。

（参考）第 2 次犯罪被害者等基本計画の重点課題

- 第 1 損害回復・経済的支援等への取組
- 第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 第 3 刑事手続への関与拡充への取組
- 第 4 支援等のための体制整備への取組
- 第 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

※犯罪被害者等施策推進会議が行う「犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価」、関係省庁からの提出資料、犯罪被害者等施策に関する各種調査等を参考にし、本政策評価を行う予定。

3. 有識者の知見の活用

犯罪被害者等施策推進会議が行う「犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価」の取りまとめに当たっては、同会議の下に置かれる基本計画策定・推進専門委員等会議（有識者及び関係行政機関の職員で構成）の意見を参考にする予定である。

4. 評価予定期間、評価予定時期

（1）評価予定時期

第 2 次犯罪被害者等基本計画の計画期間が平成 2 3 年度から平成 2 7 年度末までであることから、平成 2 7 年度内に評価を実施する予定である。

（2）評価予定期間

第 2 次犯罪被害者等基本計画の計画期間である平成 2 3 年度から平成 2 7 年度までに行った取組等を評価の対象とする予定である。

（以上）

【政策 13－施策⑯、⑰】自殺対策の推進（自殺総合対策大綱）

1. 施策の概要

自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき策定された自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して自殺対策の推進を図る。

2. 評価の観点

自殺総合対策大綱に基づく自殺対策の推進に関する政策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、自殺総合対策大綱の見直し（新自殺総合対策大綱の策定）の検討及び今後の取組の改善に資するものとする。

1. 自殺の実態を明らかにする（※）
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す（※）
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する（※）
4. 心の健康づくりを進める（※）
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする（※）
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ（※）
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ（※）
8. 遺された人への支援を充実する（※）
9. 民間団体との連携を強化する（※）

※評価に用いる資料・指標は、学識経験者等の意見も踏まえて検討する予定。

3. 有識者の知見の活用

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。

4. 評価予定期間、評価予定時期

（1）評価予定時期

自殺総合対策大綱の見直し（新自殺総合対策大綱の策定）に資するため平成 29 年度目途で評価を実施する予定である。

（2）評価予定期間

現行の自殺総合対策大綱が策定された平成 24 年度から評価予定時期の前年度である平成 28 年度までに行った取組等を評価の対象とする予定である。

（以上）

【政策 1 3－施策⑩、⑪】子どもの貧困対策の推進

1. 施策の概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づき定めることとされている「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）により、子どもの貧困対策に関する基本的な方針を定めるなど、子どもの貧困対策の総合的推進を図る。

2. 評価の観点

大綱には、以下の事項を定めることとされている（現在未制定）。今後、大綱に掲げる各種施策を踏まえ、総合的な観点から評価を行い、その後の子どもの貧困対策推進に関する取組の改善に資することとなる予定である。

1. 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

2. 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

※「子どもの貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令」（平成 26 年政令第 5 号）で定める定義を用いる。

3. 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

4. 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3. 有識者の知見の活用

大綱策定にあたっては、有識者等の知見活用のため、子どもの貧困対策に関する検討会（学識経験者、関係団体等の関係者で構成）において、必要な意見聴取を図る予定である。

4. 評価予定期間、評価予定時期

（1）評価予定時期

今後策定される大綱に基づき、評価実施時期を設定する予定である。

（2）評価予定期間

今後策定される大綱に基づき、評価予定期間を設定する予定である。

（以上）

【政策13－施策⑳】青年国際交流の推進

1. 施策の概要

日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じ、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の共同研修・交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。

2. 評価の観点

内閣府青年国際交流事業に参加する日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークを活かして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されている。

また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみをもち、日本と諸外国との友好の架け橋となることが期待されている。

主に、こうした人材育成と外交への寄与の二面から、事業が総体としてどの程度効果を上げているかなどの評価を行うこととする。

この際、人材育成面については、事業参加から5～10年を経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか（今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対しての発信等）について、アンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。

また、外交面については、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。

3. 有識者の知見の活用

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者で構成される評価検討委員会の審議に付し、意見を得る予定である。

4. 評価予定期間、評価予定時期

国際交流事業については、グローバル社会で活躍できる青年リーダーの育成を主な目的としているが、参加青年の多くは十代から二十代前半の学生であり、社会の各分野での活躍を期待できるのは参加から5～10年以上の経過が必要と考えられる。

また、内閣府国際交流事業については、平成25年度より平成24年度行政事業レビ

ュー等を踏まえ、「世界青年の船」事業に代えてグローバルリーダー育成事業を実施するなど、大幅な見直しを行ったところ。

このため、平成25年度から平成34年度の10年間に実施する事業について、施策効果が十分に発現しているの見込まれる平成35年度に評価の取りまとめを行うこととし、同年度以前に、有識者会議の意見に基づき、参加青年の活躍状況や外国参加青年のネットワークの維持状況等について各種調査を集中的に実施する。

また、平成30年度には中間とりまとめとして、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行い、翌年度以降の事業改善に反映させることとする。

単年度の事業効果の測定についても改善を図りつつ引き続き実施し、事業の不断の見直しに役立てることとする。

(以上)